

年 月 日

一関市長 様

申請者 住所 〒 —

氏名又は名称

電話

※申請者が中小企業者等の場合のみ

※代表者氏名

※担当者氏名

※担当者 E-mail アドレス

地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金交付申請書

年度において、地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金の交付を受けたいので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助金交付申請事業の概要

再生可能エネルギー設備の種類	☐ 1 自家消費型太陽光発電設備 出力_____kW		
	☐ 2 蓄電設備 蓄電容量_____kWh		
	☐ 3 車載型蓄電池 蓄電容量_____kWh 台数_____台		
	☐ 4 充放電設備 設置数_____台		
再生可能エネルギー設備の導入手法	☐ 1 自家消費型太陽光発電設備 ☐ 購入 ☐ PPA ☐ リース		
	☐ 2 蓄電設備 ☐ 購入 ☐ PPA ☐ リース		
	☐ 3 車載型蓄電池 ☐ 購入 ☐ リース		
	☐ 4 充放電設備 ☐ 購入 ☐ PPA ☐ リース		
再生可能エネルギー設備を設置する場所 ※車載型蓄電池の場合は使用の本拠の位置とする場所	対 象 者 分 区	☐ 個人（ ☐ 新築 ☐ 既築 ☐ 建売） ☐ 中小企業者等（PPA事業者・リース事業者を除く） ☐ 中小企業者等（PPA事業者・リース事業者）	
	住 所 又 は 事 業 所 等 の 所 在 地	事業所等名：	
着工予定日又は購入契約日	年 月 日		
事業完了予定日	年 月 日		
施 工 業 者 等 ※PPA又はリースの場合は導入先となる個人又は中小企業者等名 ※②は複数の事業者と契約を締結する場合に記入	①設備の種類／導入手法（1・2・3・4 / 購入・PPA・リース） （電話_____）		
	②設備の種類／導入手法（1・2・3・4 / 購入・PPA・リース） （電話_____）		
再生可能エネルギー設備の導入に要する経費（税込み）	（うち、蓄電設備：工事費込み・税抜き		円 円）
補 助 金 振 込 先	金 融 機 関 名		支 店 名
	フ リ ガ ナ		
	口 座 名 義		
	口 座 番 号		口座種類

（注）添付書類については、裏面をご参照ください。

添付書類

- 1 様式2号の1「収支予算書」
- 2 <新築、既築住宅に太陽光発電設備を設置する場合>工事請負契約書等の写し
<太陽光発電設備を設置していない建売住宅、車載型蓄電池の場合>
売買契約書または見積書の写し
※P P A事業者またはリース事業者は添付書類番号14「承諾書」が該当するため提出不要
- 3 <太陽光発電設備・蓄電設備> 補助様式 申請①「経費等内訳確認書（太陽光）」
<車載型蓄電池・充放電設備> 補助様式 申請④「経費等内訳確認書（車載型）」
- 4 <太陽光発電設備・蓄電設備> 補助様式 申請②「補助金額・自家消費率予測確認書」
<車載型蓄電池・充放電設備> 補助様式 申請⑤「車載型蓄電池等補助金額・想定年間消費電力量確認書」
- 5 見積書など設置経費の内訳が確認できる書類（添付書類3の根拠資料）
- 6 <太陽光発電設備・蓄電設備> 補助様式 申請③「チェックリスト（太陽光・蓄電）」
<車載型蓄電池・充放電設備> 補助様式 申請⑥「チェックリスト（車載型・充放）」
- 7 設備設置前の状況が確認できる書類
 - ・カラー写真 ※新築の場合でまだ建設していない場合は建設予定の更地
 - ・住宅または事業所等の見取り図
 - ・<車載型蓄電池の場合の追加写真>
既存の太陽光発電設備等から給電する場合は、その設置状況が確認できるカラー写真
- 8 振込口座の名義・支店名・口座番号が確認できる預金通帳等の写し
※ネット銀行の場合は画面をスクリーンショット等した写し
- 9 ≪原本≫令和7年度分の納税証明書
- 10 補助様式 申請⑦「誓約書」
- 11 設備の仕様および出力等が確認できる書類
<車載型蓄電池の場合>既存の太陽光発電設備等から給電する場合は、その出力等が確認できる電力受給契約書等の書類
- 12 <申請者が中小企業等の場合> ≪原本≫履歴事項全部証明書
※P P Aまたはリース契約で中小企業者等に再生可能エネルギー設備を導入する場合は、契約の相手方の分も含む
- 13 その他市長が必要と認める書類
- ▶ 申請者がP P A事業者またはリース事業者の場合に必要な提出書類
- 14 ≪原本≫補助様式 申請⑧「承諾書」
- 15 リース料金又はサービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる資料等。
※リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンシャル・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを確認できる資料を併せて添付すること。
- 16 請負契約者が市および隣接市町村（陸前高田市、奥州市、平泉町、住田町、気仙沼市、登米市、栗原市、東成瀬村）以外の場合…補助様式 申請⑨「事業者報告書」